

ワークプランの更新 — IASB

IASBは、IFRSの改訂プロジェクトに関するワークプランを4月28日付けで更新した。前回のワークプラン(3月23日付け)からの主な変更点等は、次のとおりである。

リサーチ・プロジェクト
 ・開示に関する取組み (Disclosure Initiative) : 開示原則のプロジェクトの方向性の決定予定…6カ月後以降

限定的な範囲における改訂およびIFRIC解釈指針
 ・会計方針および会計上の見積りの公開草案の公表予定…3カ月以内(2017年6月)
 ・「事業の定義」のプロジェクトの方向性の決定予定…3カ月以内
 ・「従来より保有していた共同支配事業の持分の改訂基準の公

表予定…6カ月後以降
 ・IFRS8号「事業セグメント」の改訂のプロジェクトの方向性の決定予定…6カ月後以降
 ・「制度改訂、縮小または清算/返還の利用可能性」の改訂基準の公表予定…6カ月以内
 ・「有形固定資産…意図された使用前に生じた収益」の公開

草案の公表予定…3カ月以内(2017年6月)
 ・「損失補償を伴う期限前償還」のプロジェクトの方向性の決定予定…3カ月以内
 ・「年次改善2015-2017年サイクル」のプロジェクトの方向性の決定予定…3カ月以内

(図表) IASBのワークプラン

	現在の活動	公表等予定時期		
		3カ月以内	6カ月以内	6カ月後以降
リサーチ・プロジェクト				
開示に関する取組み (Disclosure Initiative) : 開示原則(コメント期限: 2017年10月2日)	パブリック・コンサルテーション			プロジェクトの方向性の決定
基本財務諸表	分析			DPまたはEDの公表
共通支配下の企業結合	分析			DP公表
動的リスク管理	分析			DP公表
資本の性質を有する金融商品	DPの起草			DP公表
のれんおよび減損	分析			プロジェクトの方向性の決定
割引率	リサーチ・サマリーの起草		リサーチ・サマリーの公表	
株式報酬	リサーチ・サマリーの起草	リサーチ・サマリーの公表		
基準書の設定等を予定しているプロジェクト				
概念フレームワーク	概念フレームワークの起草			概念フレームワークの公表
開示に関する取組み (Disclosure Initiative) : 重要性に関するプラクティス・ステートメント	プラクティス・ステートメントの起草	プラクティス・ステートメントの公表 (6月を予定)		
開示に関する取組み (Disclosure Initiative) : 重要性の定義 (IAS1号およびIAS8号の改訂案)	EDの起草	ED公表 (6月を予定)		
保険契約	IFRS基準書の起草	IFRS基準書の公表 (5月を予定)		
料金規制事業	分析			DP公表
限定的な範囲における改訂およびIFRIC解釈指針				
会計方針および会計上の見積り (IAS8号の改訂案)	EDの起草	ED公表 (6月を予定)		
負債の分類 (IAS1号の改訂)	分析			改訂IFRSの公表
事業の定義 (IFRS3号の改訂案)	分析	プロジェクトの方向性の決定		
従来より保有していた共同支配事業の持分 (IFRS3号およびIFRS1号の改訂)	分析			改訂IFRSの公表
IFRS8号「事業セグメント」の改訂 (IFRS8号およびIAS34号の改訂案) (コメント期限: 2017年7月31日)	パブリック・コンサルテーション			プロジェクトの方向性の決定
制度改訂、縮小または清算/返還の利用可能性 (IAS19号およびIFRIC14号の改訂)	分析		改訂IFRSの公表	
有形固定資産: 意図された使用前に生じた収益 (IAS16号の改訂案)	EDの起草	ED公表 (6月を予定)		
損失補償を伴う期限前償還 (IFRS9号の改訂案) (コメント期限: 2017年5月24日)	パブリック・コンサルテーション	プロジェクトの方向性の決定		
法人所得税の会計処理に関する不確実性 (IFRIC解釈指針)	IFRIC解釈指針の起草	IFRIC解釈指針の公表 (6月を予定)		
年次改善2015-2017年サイクル	分析	プロジェクトの方向性の決定		
適用後レビュー				
IFRS13号「公正価値測定」の適用後レビュー	情報要請の起草	情報要請の公表 (5月を予定)		
連結財務諸表および共同契約に関するIFRS10号-12号の適用後レビュー				適用後レビューの開始

「ED」は公開草案、「DP」はディスカッション・ペーパー、「IFRS」は最終基準書を表している。

条件の変更の会計の範囲に関するASU、公表するASU、公表—FASB

去る5月10日、FASBはASU 2017-09「株式報酬(トピック718)・・・条件の変更(modification)の会計の範囲」を公表した。関係者は、現行の「条件の変更」の定義である「あらゆる株式報酬の条件の変更」は広範であり、そのため実務の多様性が存在していると指摘していた。FASBは、これに応じて、本ASUでトピック718の「条件の変更の会計(新しい報酬と当初の報酬の交換としての会計処理)」を要求する株式に基づく報酬の「条件の変更」に関して、以下のガイダンスを提供している。

- ① 報酬の公正価値(代替的な測定方法が使用された場合は計算価値や本源的価値)
条件の変更が、企業が報酬の価値評価のために使用する評価技法のインプットに影響を与えない場合には、企業は条件の変更の直前と直後の価値を見積る必要はない。
- ② 報酬の付与の条件
- ③ 報酬の分類(資本商品か負債商品か)

「条件の変更の会計」を要求されるかどうかにかかわらず、企業はトピック718で要求される開示を要求される。

本ASUは、2017年12月16日以降に開始する期中期間と年度から、適用日以後の条件変更に向けて向かって適用され、早期適用は認められる。

早期適用時の定性情報の開示は設定困難

去る4月26日、企業会計基準委員会は第81回収益認識専門委員会を開催した。

重要性に関する事項
(出荷基準)

「商品または製品の出荷時から当該商品または製品の支配が

ASBJ、収益認識専門委

ついに、資産運用の世界にも人工知能の登場である。人工知能関連株へ投資するファンドのことはない。人工知能が運用するファンドが登場したのである。たとえば、三菱UFJ国際投信のA-I日本株式オープン、ヤフー系列のアストマックス投信投資顧問のYamプラス等である。

コンピュータがニューズを判断し発注するトレーディングは以前から行われているが、これは人工知能による運用ではない。人間が事前に「ニューズがXの場合は買い、Yならば売り」というアルゴリズムをプログラミングしており、コンピュータはそれに従って売買するアルゴリズムトレーディングと呼ばれるものだ。人工知能には、このような人間が定めた明確なアルゴリズムが存在しない。過去の膨大なデータ(景気指標・アナリストレポート・ニューズ

と株価との関係性を、ゼロからコンピュータに探り出させるのである。この探り出された関係性をもとに、新しい情報に対して売りか買いかの判断をコンピュータが行う。

人工知能が資産運用することでは驚いてはいけない。ソフトバンクは自社開発の人工知能ロボット・ペッパーを「自らが感情を持つたロボット……」とまで宣伝している。一体、人工知能はどういうしくみで人間のように思考する

裏表のハナシ 投資の

感情を持った人工知能

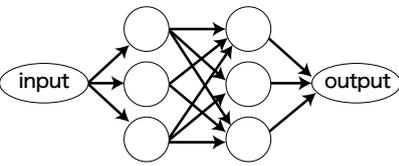
のだろうか？

人工知能のなかでも、最近注目を浴びている「深層学習」に使われるニューラルネットワークを例に説明しよう。ニューラルネットワークは、図表のように人体で神経細胞が次々に信号を伝達する回路を、数学関数で模倣したものである。

過去のデータをインプットして、関数回路を通じてアウトプットされた結果が現実の結果に近づくように、各関数の最適化計算を

(図表) ニューラルネットワーク

各細胞(関数)において、入力信号に対して計算された結果が出力信号として次の細胞に伝達される。



- 行う。このプロセスを「学習」と呼ぶ。関数が決まれば、どんなインプット情報に対してもアウトプットが計算できるようになる。つまり、経験知(最適化された関数)により、コンピュータが未経験のインプット情報に対しても予測ができるというわけだ。近年、関数計算の最適化テクニック、大容量データ処理能力が進歩したおかげで、ニューラルネットワークの精度が急激に向上したらしい。
- このしくみで、ペッパーが宣伝どおりに本当に人間らしい感情を持つのかと疑う人がいるかもしれない。疑いを持つ方は、以下の項目をペッパーにYes/Noで答えてもらい、人間らしいかどうかを判断して欲しい。
- IBMのワトソン(注)は、本当は人間が操作していると思う。
↓嫉妬心テスト
 - ビジネスマンとして、ステイブ・ジョブズ氏よりも孫社長のほうが偉大だ。
↓忠誠心テスト
 - 宇宙戦艦ヤマトの砲塔より大きい籠池砲を出しますよと聞いた時、すぐに百万円寄付の話だと予想できた。
↓付度する能力テスト

(注) IBMが開発した質問応答・意思決定支援システム

(三田 哉)

顧客に移転された時までの期間が通常の期間である場合」について、国内における配送を前提とすると数日程度の取引が多いため、「1週間以内」との例示を削除することが事務局から提案された。

開示(注記事項)の検討

早期適用時期において、仮に定性的な最低限の情報を開示する場合、収益認識特有の項目として、IFRS15号の履行義務に関する開示の定めを求めるかどうか論点となった。この場合、履行義務の性質ごとに区分して、定性的な情報を開示すると考えられるが、収益の分解表を示す求めないなかでは、一定の困難性があると考えられる。また、IFRS15号の履行義務に関する開示の定めのうち、どの定めを要求するかも検討する必要がある。

これらの点を踏まえると、新基準の早期適用時には履行義務の定性的な情報に関する開示の定めを設けることは難しいことが、事務局の見解として示された。専門委員からは「履行義務の説明など、一定の情報の定性的な開示は求めるべきである」、「事務局の提案どおり、早期適用時には開示をする必要がない」、「公開草案に記載して広く意見を求めるべきである」などさまざまな意見が上がった。

早期・強制適用時期を検討

事務局から早期適用について以下の2案が出された。

- (案1) 2018年1月1日以後開始する事業年度から早期適用を認める。
- (案2) 2018年4月1日以後開始する事業年度から早期適用を認める。

専門委員からは早期適用できる企業は早く適用したほうが良いとの声が多く、IFRSや米国税則を適用している12月決算の企業には新基準の早期適用のニーズがあると考えられ、(案1)の適用が望ましいとの意見があった。

また、強制適用については、システムの変更、経営管理に与える影響等を考慮して、以下の2案が出された。

- (案1) 2019年4月1日以後開始する事業年度から強制適用する。

- (案2) 2020年4月1日以後開始する事業年度から強制適用する。

専門委員からは、強制適用の場合には提案された2案では時間が足りないとの声が多く、「新たに2021年4月1日以後開始する事業年度から強制適用することを検討するのはどうか」との声が上がった。

設例の作成

今まで抽出した課題においてわが国に特有な取引などに関する設例の作成を検討することとされている。事務局で検討した結果、特に設例を作成するニーズが高いものとして、以下の項目が示された。

- ・消費税
- ・有償支給取引
- ・他社ポイントの付与
- ・設備工事のコストオン取引(本人または代理人)
- ・小売業における消化仕入

会計 会 計
のれんに関するアナリストの見解をリサーチ

ASBJ、ASAF対応専門委

去る4月27日、企業会計基準委員会は第53回ASAF対応専門委員会を開催した。今回は、7月のASAF会議で報告する予定のリサーチ「ペーパー3号」のれんを巡る財

今月の税務

日付	項目	備考・コメント
6月12日(月)まで (15日が土曜のため)	① 源泉所得税および特別徴収住民税の納付(平成29年5月分)	① 源泉所得税には復興特別所得税を含む。
6月30日(金)まで	② 法人の確定申告、納付、延納の届出(平成29年4月期分) 法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人事業所税・法人住民税 ③ 申告期限延長承認法人の法人税確定申告 1カ月延長法人(平成29年3月期) 2カ月延長法人(平成29年2月期) ④ 消費税確定申告(1カ月ごと)(4月期) ⑤ 消費税確定申告(3カ月ごと)(1、4、7、10月期) ⑥ 法人の中間申告(半期・10月期) 法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税 ⑦ 法人消費税の中間申告納付 直前期年税額4,800万円超のとき 1カ月ごと(4月期を除く) 直前期年税額400万円超のとき 3カ月ごと(1、7、10月期)	②～⑦ 法人の事業年度(課税期間)の終了日は各月末日とする。 ④、⑤ 消費税課税期間の短縮特例は適用後2年間継続が要件である。

務情報に関するアナリストの見解」の内容が紹介された。

本リサーチ・ペーパーの目的

IASBによるリサーチ・プロジェクト「のれんおよび減損」を中心とした、のれんの会計処理に関する国際的な議論の基礎を提示することを目的としている。

調査方法

ASBJスタッフ(以下、「スタッフ」という)は、のれんおよび減損をめぐるアナリストの現在の見解を、より深く理解することを目的として、日本における著名な11名のアナリストに対するインタビューを実施して、その結果を要約している。

主な調査結果

スタッフがインタビューしたすべてのアナリストは、キャッシュ・フロー情報に基づく分析を行っていた。また、キャッシュ・フロー情報を算出するために、営業利益に調整を加える手法を用いている場合には、償却費および減損損失を足し戻していた。アナリストは以下の3つに分類された。

- ① キャッシュ・フロー情報に基づく分析を重視する株式アナリスト
- ② 会計上の利益および純資産情報に基づく分析をキャッシュ・フロー情報に基づく分析とともに重視する株式アナリスト

③ 信用アナリスト

スタッフは、アナリストの2つの異なる見解に着目している。1つは、前記②のアナリストによるのれんを償却すべきとする見解、もう1つは、前記①のアナリストによるのれんの償却と非償却の違いは特段の意味

をもたないとする見解である。スタッフは、会計基準設定主体が会計基準の開発プロセスにアナリストの見解を反映するにあたり、のれんの事後の会計処理の観点からは、償却および減損アプローチを支持するアナリストの見解に、より重要性を与えるべきであると考えている。

会計

新収益認識基準は2021年4月から強制適用に?—IASBJ

去る4月28日、企業会計基準委員会は第359回企業会計基準委員会を開催した。

主な審議事項は次のとおり。

公共施設等運営権に係る会計上の取扱い

実務対応報告35号「公共施設等運営事業における運営権者の会計処理等に関する実務上の取扱い」について、公表が承認された。5月2日に公表されており、2017年5月31日以後終了する事業年度および四半期会計期間から適用される。

権利確定条件付き有償新株予約権

実務対応報告公開草案「従業員等に対して権利確定条件付き有償新株予約権を付与する取引に関する取扱い(案)」等について、公表が承認された。5月10日に公表されており、7月10日

までコメントが募集されている。

収益認識

第81回収益認識専門委員会での議論(今号情報フラッシュ参照)を踏まえ、審議が行われた。早期適用の時期については、「IFRSおよび米国基準と同一時に適用できるようにすべき」などとして、案1(2018年1月1日以後開始事業年度から早期適用可)を推す意見が多く聞かれた。なお「仮に最終化が年明けになった場合は、遡って適用できることとなるのか」との質問が出され、事務局から「一般論としては遡らないほうがよいが、できなくはない」との見解が示された。

強制適用の時期については、「案2でも準備期間が足りない」などとして、2021年4月1

日以後開始事業年度からの適用とすべきという意見が多く聞かれた。

税効果会計

第51回税効果会計専門委員会での議論(2017年5月10日・20日合併号(No.1479)情報フラッシュ参照)を踏まえ、単体財務諸表における開示等について審議が行われた。

連結で追加的に求める開示項目の一部を単体では開示不要とする、という事務局の提案に対して「単体の情報も持っているのではないかと思う。開示することがそれほど負担となるのか疑問」という意見が聞かれた一方、「連結の情報で(単体の情報なしで)何が分析できないのかわからない。単体の情報があれば何でも出すということになりかねない」との意見も聞かれている。

「仮想通貨に係る会計上の取扱い」第103回実務対応専門委員会での議論(2017年5月10

日・20日合併号情報フラッシュ参照)を踏まえ、今後の検討の進め方が審議された。

全体の進め方として、委員から「仮想通貨交換業者の会計処理を明確化するニーズは高いが、利用者の会計処理はそれほどでもないと思う。まずは交換業者に絞って検討するほうがよい」という意見が聞かれた。この点、事務局から「交換業者と利用者で会計処理が異なるのであれば切り離すことも有用だが、同じであれば一緒に検討していくことでよいのでは」という考え方が示された。

また、「ビットコインに限らず、それ以外の仮想通貨も対象として検討すべき」との意見も出された。事務局からは「まずはビットコインを念頭においている。仮想通貨全体は難しいかもしれないが、ある程度は対象を広げること視野に入れた」との考え方が示された。

会計

仮想通貨交換業者から意見聴取—ASBJ、実務対応専門委

去る5月2日、企業会計基準委員会は第104回実務対応専門委員会を開催した。前回の専門委員会では、仮想通貨に係る会計上の取扱いにつ

いて、仮想通貨の概要および基準開発において取り扱う範囲が検討された。その際、現状の仮想通貨および仮想通貨交換業者の業務の内容や基準開発におい

て取り扱う範囲へのニーズについて、より深く把握したいとの意見が聞かれていた。そこで、今回は、仮想通貨交換業者の業界団体である日本ブロックチェーン協会および日本仮想通貨事業者協会から参考人を招いて、審議が行われた。

仮想通貨交換業者の業務の内容

参考人から、①仮想通貨販売所における自己取引業務、②仮想通貨取引所における委託取引業務、③仮想通貨取扱店舗に対する決済サービス提供業務、④顧客から仮想通貨の預託を受け、その後質疑応答が行われた。

参考人によると、仮想通貨は700種類以上存在するが、上場されないものやほとんど取引がないものもあり、①で取り扱うのは12種類、②で取り扱うのは20種類。多くは、ビットコインのプロトコルをもとにしっかりと、使う目的に応じて開発されており、特性はそれぞれに異なる。さらに、今後も種類は増えるだろうとのこと。

現状、取引所におけるビットコインの価格は、たとえば海外(ドルベース)と日本(円ベース)を比較すると、為替相場と乖離している部分もある。しかし、平成29年度税制改正により日本でも7月以降は消費税が非課税

となるため、アービトラージ(裁定取引)が働きやすくなり、取れんしていくという見通しが示された。

販売所間での取引も行われており、また、「仮想通貨⇄円」だけでなく「仮想通貨⇄仮想通貨」の取引も行われている。

③では、仮想通貨を受け取った店舗は即時決済する(仮想通貨を円と交換する)システムとなっていることが多く、店舗が期をまたいで仮想通貨を保有するケースは少ないとのこと。

会計基準で定める会計処理の範囲

仮想通貨交換業者の会計処理として、事務局が取り扱うことを想定している項目について、それぞれおおむね次のような見解が、参考人から示された。

- ① 仮想通貨の期末評価
現状は棚卸資産として簿価ベース。ただ、時価評価のほうはわかりやすいだろうと思う。
- ② 顧客からの預かり資産(仮想通貨)に関する会計処理
オンバランス(貸借対照表に計上)がよいと思う。
- ③ 仮想通貨交換業者の損益計算書上における表示(総額か純額か)
純額がよいと思う(総額だと大きくなりすぎる)。

また、「ビットコインに限定しないほうがよい」、「資金決済法上の仮想通貨全体を視野に入れたらいい」、「種類によって特性は異なるが、会計上の取扱いに相違を生じさせるものではない」との意見や、「収益認識のタイミング(どの時点で支配が移転したといえるか)の問題も

会計

税効果適用指針案等、検討大詰め
— ASBJ、税効果会計専門委

ある」という指摘も示された。事務局は、7〜8月に公開草案を公表し、2カ月のコメント募集後、再審議を経て基準化する予定としている。この点、「上場企業が参入している例もあり、四半期決算も必要。可及的速やかにというのが本音」との意見が聞かれた。

去る5月8日、企業会計基準委員会第52回税効果会計専門委員会を開催した。前回(2017年5月10日・20日合併号(No.1479)情報フラッシュ参照)に引き続き、税効果適用指針案等について、前回示された文案からの修正点を中心に検討が行われた。

「税効果会計に係る会計基準」の一部改正案

主な審議事項は次のとおり。
文案4項は、繰延税金資産の発生原因別の主な内訳の注記(税効果会計基準注解(注8))を改正するものである。

前回までに示されていた文案4項では、この主な内訳を注記するにあたり、繰延税金資産から控除された額(評価性引当額)をあわせて記載するとされていた。さらに、この内訳として税

る。」との文言が追加された。

これは前回の専門委員会で「重要性」に関する記載ぶりに関し、「わかりづらい」、「平仄を合わせるべき」との意見に対応するものであり、同様の修正が税務上の繰越欠損金に関する重要性についての文案等でも追加された。

税効果適用指針案

前回の専門委員会では、会計処理の見直しを行ったとして示されている次の2項目以外の項目を適用することで会計処理が変わる可能性があるとの意見が聞かれた。

- ・ 個別財務諸表における繰延税金負債(将来の会計期間における将来加算一時差異の解消に係る増額税金の見積額)の取扱い
- ・ 子会社に対する投資に係る連結財務諸表固有の将来加算一時差異の取扱い

務上の繰越欠損金を記載している場合であって、当該税務上の繰越欠損金の額が重要であるときは、評価性引当額は、税務上の繰越欠損金に係るものと将来減算一時差異の合計に係るものに区分して記載するとされていた。今回はこの「将来減算一時差異」を「将来減算一時差異等」とし、将来減算一時差異等に繰越外国税額控除や繰越可能な租税特別措置法上の法人税額の特例控除等を含めるよう文案が修正された。

また、評価性引当額の内訳の区分表示が必要となる重要性の判断について、文案29項に「企業が置かれた状況によって重要性は異なるため、一律の基準を定めることは適切ではないと考えられる……企業の状況に応じて適切に判断することが考えられ

回収可能性適用指針の改正案

前回の専門委員会では、分類1に該当する企業における繰延税金資産の回収可能性に関する取扱いについて、会計方針の変更として取り扱うことにつき、

会計

税効果適用指針案等、公表議決へ—ASBJ

去る5月12日、企業会計基準委員会は第360回企業会計基準委員会を開催した。

主な審議事項は次のとおり。

税効果会計

第52回税効果会計専門委員会の議論(今号情報フラッシュでの議論)を踏まえ、税効果会計基準の一部改正案、税効果適用指針案等の文案について審議が行われた。

先に日本公認会計士協会の実務指針を移管した、企業会計基準適用指針26号「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」は、監査に関する規定以外

の会計処理に関する規定を移管したものであるため、ASBJによる新規の適用指針として制定された。この点、今回の税効果適用指針案は、連結税効果実務指針と個別税効果実務指針等

が異なるケースが生じ得ると考えられる旨を記載した。
*
今回議論した修正案については、専門委員からの反対意見はほとんど聞かれなかった。なお、事務局によると、これらの文案について、専門委員会の議論は終了すること。

の規定をほぼ丸ごと移管し、見直しを加えたものであるため、前記2つの実務指針を改正した適用指針として位置づけることとされた。同様に、中間税効果適用指針案は、中間税効果実務指針を改正したものと位置づけられた。

文案についての特段の異論は聞かれておらず、次回の本委員会でご公表議決の予定。

仮想通貨に係る会計上の取扱い

第104回実務対応専門委員会での議論(今号情報フラッシュ参照)を踏まえ、審議が行われた。

委員からは、あらためて「ビットコインに限定すべきではない」、「参考人も、特性の違いが会計処理に与える影響はないと言っている。対象を広く考えるべき」といった意見が聞かれた。

適用後レビューの計画の策定

ASBJは、1月12日に「企業会計基準等に関する適用後レビューの計画策定についての意見募集」を公表し、3月13日までコメントを募集していた。今回、この意見募集文書に寄せられたコメントの分析と対応の検討を事務局が行い、「適用後レビューに係る意見募集文書に寄りまとめ」として提示された。

財務諸表の利用者・作成者双方から、開示に関するコメントが多く寄せられた。これまでの基準開発では、個々の基準開発ごとに有用性とコストの観点から開示に関する検討が行われており、開示の運用状況についてレビューが行われたことはなかった。そこで、開示に関する適用後レビューを実施する方向性で、詳細な計画を策定する予定とされている。

また、企業結合に関し、段階取得により支配を獲得した場合の既存投資の会計処理と、子会社に対する支配を喪失した場合の残存投資の会計処理が整合していない、という指摘が寄せられた。しかし、取引件数等を勘案すると必ずしも喫緊の課題ではないとして、企業結合専門委員会における現在の作業が完了した段階で、実態調査を行うかを検討することとされている。

経理用語の豆知識

退職給付債務等の計算における割引率

退職給付債務等の計算において、割引率の基礎とする安全性の高い債券の支払見込期間における利回りが期末においてマイナスになる場合、利回りの下限としてゼロを利用する方法とマイナスの利回りをそのまま利用する方法のいずれかの方法による。

退職給付債務等の計算において割引率が用いられるが、割引率は安全性の高い債券の利回りを基礎として決定するとされている。安全性の高い債券の利回りをいう。退職給付会計基準において、債券の利回りがマイナスになることは想定していなかった経緯もあり、利回りが期末においてマイナスになる場合の取扱いが一義的には決められておらず、いずれかの方法を用いることとすることとなった。この取扱いは平成29年3月31日に終了する事業年度から平成30年3月30日に終了する事業年度までに限って適用され、その後の取扱いは引き続き検討することとされている。

市場を動かす隠れたリスクシナリオ

金融

アメリカの指標で市場の先行き不透明感を表すとされるVIX指数が、24年ぶりの低水準となっていることが、市場の話題となっている。しかし、本当に市場の不透明感につながるリスクは低水準になっているのだろうか。

は、基本的には先物などオプション以外の商品と組み合わせる場合が多い。純粋に将来の変動率だけを見越して売買されているわけではない。

VIX指数自体は、アメリカのS&P500を原資産とするオプションのボラティリティをもとに算出されている。ただこのオプション取引の市場では、単にコール・プットを単体で取引しているだけで

この20日間に公表・公布された経理関係重要法規等

日付	法規等	出所	備考	掲載号
2017年4月28日	『攻めの経営』を促す役員報酬～企業の持続的成長のためのインセンティブプラン導入の手引～(平成29年4月28日時点版)』	経済産業省	中長期の企業価値向上に対応する役員報酬プランの導入を促すために作成したもの。平成29年度税制改正における措置の概要や株式報酬、業績連動報酬に関するQ&Aが掲載されている。 http://www.meti.go.jp/press/2017/04/20170428007/20170428007.html	—
2017年4月28日	金融庁告示第16号 連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則に規定する金融庁長官が定める企業会計の基準を指定する件の一部を改正する件	金融庁	IASBが2017年12月31日までに公表したIFRS4号「保険契約」等を指定国際会計基準とするもの。 http://www.fsa.go.jp/news/28/sonota/20170428-1.html	—
2017年5月2日	実務対応報告第35号「公共施設等運営事業における運営権者の会計処理等に関する実務上の取扱い」	ASBJ	運営権者が公共施設等運営権を取得する取引等に関する会計処理・開示に適用するもの。2017年5月31日以後終了する事業年度および四半期会計期間から適用する。 https://www.asb.or.jp/jp/accounting_standards/practical_solution/y2017/2017-0502.html	—
2017年5月10日	実務対応報告公開草案第52号「従業員等に対して権利確定条件付き有償新株予約権を付与する取引に関する取扱い(案)」等	ASBJ	企業がその従業員等に対して権利確定条件が付されている新株予約権を付与する場合に、当該新株予約権の付与に伴い当該従業員等が一定の額の金銭を企業に払い込む取引に関する会計処理を規定するもの。コメント期限は、2017年7月10日まで。 https://www.asb.or.jp/jp/accounting_standards/exposure_draft/y2017/2017-0510.html	—

米利上げで円相場はどうなるか？

証券

実際に4月後半から5月にかけて市場のリスク要因とされた事象をみると、シリア・朝鮮半島情勢やフランス大統領選挙は、米露の対話やノルウェーでの米朝の接触による緊張緩和への期待感、フランス大統領選でのマクロン候補の当選と市場が台頭をリスクとみていたルペン候補の敗北で、目先のリスクは回避されたようにもみえる。

しかし、これまで対立してきた米朝が和解するためのハードルは依然として高く、合意には双方ないしはどちらかの大幅な譲歩が必要だ。フランスでは6月の国民議会選挙で、現在議席数ゼロのマクロン氏の支持母体が単独過半数を取るには高いハードルがあり、ルペン氏の支持母体の国民戦線は今回の選挙で得票率を伸ばしている。選挙後に連立協議の行方によっては少数与党による議会運営となり、再びEUや移民の問題に焦点が当たり、リスクシナリオが浮上する可能性も残している。

ニュースの見出しに隠れたリスクは、その表と裏の差が大きいほど表に出たときに市場を大きく動かす要因となる点に注意が必要だ。

3月に今年第1回の利上げが実施された時、次は6月という声が上がった。5月の今、世界中がアメリカの景気指標の動きに目を凝らしていることだろう。

株式市場でいわれる5月は売りの月、つまり株価が下がる月というジンクスは世界的なものであるが、5月上旬の懸念材料であったフランス大統領選挙、韓国大統領選挙はサプライズなく終わった。

ただ、この間の緊張状態にあっても、韓国市場は意外に落ち着いていたことをどう評価すればよいのか、いささか戸惑う。

世界の株式市場は4月の最終週から同時株高の様相を示している。しかし、その勢いは弱く、様子見の感じを拭えない。世界景気や各国企業収益は堅調なのだから、もう少し自信を持ってよいのに、気になる問題がいろいろあるのか。

日本市場にとって最大の地政学的リスクである北朝鮮は、韓国大統領選挙待ちの姿勢と思われたが、北朝鮮に融和的な文氏が新大統領に就任した。自分の望みどおりの事態が実現した北朝鮮がこれからどう出てくるか、地政学の第2幕が始まる。

その問題の筆頭はやはり米利上げであろう。FRBの利上げは、米経済の実勢に合わせて実

施されるが、その狙いはいうまでもなく景気の過熱、インフレ加速を封じ込め、安定的な景気拡大を続けていくことである。利上げだといっても、何ら恐れることはないはずである。しかし、利上げが狙いどおりに米経済を誘導できる保証はなく、混乱をもたらすリスクを常に伴う。そして、米市場の波乱はたちまち世界全体に波及する。

米の株式市場と連動性はもとより高い。ただ、米利上げはドル高・円安に働かずなので、日本では内心、米利上げ歓迎という投資家が多い。米利上げで米市場がもたついても、日本市場では円安効果で輸出関連株が買われ、株価水準が上昇、日米株価の分裂も起こり得る。

しかし、トランプ大統領はドル高に批判的だ。米利上げによってドル高になれば、対抗措置をとってくる懸念がある。現在、円安が進んできたが、日本株の反応は案外、さめていないのも先の先まで読んでのことなのか。